

バイオディーゼル燃料と軽油引取税制度

埼玉県
(製造者・消費者用)

※バイオディーゼル燃料とは

現在のところ厳密に化学的な定義はなく、一般的に、廃食用油、パーム油等の油脂を化学処理(メチルエステル化)して製造し、ディーゼル自動車用燃料等として使用するものを指している。

○バイオディーゼル燃料(以下「バイオ燃料」という)を、軽油などの石油製品と一切混和せず製造・消費する場合には、地方税法の対象外となり、地方税法上必要な手続きや軽油引取税の課税はありません。

○しかしながら、バイオ燃料を軽油等の石油製品と混和する場合や混和された燃料を消費する場合には、原則として混和又は消費の10日前までに県の承認を受ける必要があり、承認を受けた上で消費した日の翌月末までに申告書を提出して、軽油引取税を納税する必要があります。(詳細については裏面を参照してください。)

○県の承認が必要な『製造(混和)』『消費(使用)』を、事前に県の承認を受けずに行うと違法行為(地方税法違反)となります。

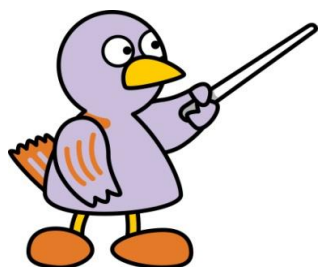
○次のような場合にも、バイオ燃料と石油製品が混和されます。

1軽油を燃料としていた車両に、最初にバイオ燃料を給油する場合。

2バイオ燃料100%を燃料としている車両が遠隔地に出かけた際に、軽油を給油する場合。

3バイオ燃料100%に石油製品添加剤を入れる場合。 など

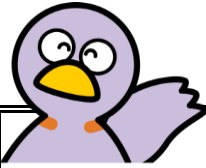
バイオ燃料の取扱いには注意してください！






埼玉県マスコット「コバトン」

**バイオ燃料を取り扱う場合には
石油製品との混和の有無にかかわらず
必ず下表の県税事務所へご連絡ください。**

担当事務所	管轄区域	所在地	電話番号
総務部税務課 課税担当	全県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2658
自動車税事務所 軽油引取税担当	さいたま市(岩槻区を除く。)、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町	〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3	048-641-5441
川越県税事務所 軽油引取税担当	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、三芳町	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越公共施設棟3階	049-242-3464
熊谷県税事務所 軽油引取税担当	熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、寄居町、美里町、神川町、上里町	〒360-8501 熊谷市末広3-9-1	048-523-2804
春日部県税事務所 軽油引取税担当	さいたま市岩槻区、行田市、加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、松伏町、宮代町、杉戸町	〒344-8555 春日部市大沼1-76	048-737-2228



バイオディーゼル燃料と軽油引取税の制度(必要な手続きと課税)

埼玉県マスコット「コバトン」		製造(混和)		(製造(混和)した(された)燃料を)消費		
 バイオ燃料 100%	非炭化水素油 (他の石油製品と混和しないことが前提)	手続き	制度の対象外 (手続きは必要ありません)	制度の対象外 (手続きは必要ありません)		
		課税	制度の対象外 (課税されません)	制度の対象外 (課税されません)		
 バイオ燃料 +  石油製品 (混和) (製造)	(地方税法上の)軽油規格に該当する場合	手続き	製造の承認が必要です (法第144条の32第1項②) ※製造を行う10日前までに申請 ※罰則規定あり(10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金)	手続きの必要はありません (製造段階での承認が必要です)		
		課税	/	自動車 の 燃 料 の 用 途	課税されます(注1) (法第144条の2第5項)	
				その他 の 用 途	課税されます(注1) (法第144条の3第1項①②)	
	課税されます(注1) (法第144条の3第1項⑤)					
	(地方税法上の)軽油規格に該当しない場合	手続き	/	自動車 用 途 燃 料 の	消費の承認が必要です(注2) (法第144条の32第1項④) ※消費を行う10日前までに申請 ※罰則規定あり(2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金)	
		課税		その他 の 用 途	制度の対象外 (手続きは必要ありません)	
自動車 燃 料 の 用 途				課税されません(注3) (法第144条の2第5項)		
その他 の 用 途	制度の対象外 (課税されません)					

(注1)既に軽油引取税が課された数量については課税されません。

(注2)他者が混和した燃料を購入して消費する場合で、販売者が販売の際に譲渡についての承認を受けている燃料については、消費の承認は必要ありません。

(注3)既に軽油引取税が課された数量については課税されません。
(適正に譲渡又は消費の承認を受けた燃料に限ります)